

京都市パートナーシップ宣誓制度の手引き



京都市
CITY OF KYOTO

もくじ

1	パートナーシップ宣誓を考えている方へ	… 2ページ
2	パートナーシップ宣誓ができる方	… 3ページ
3	パートナーシップ宣誓の手続きの流れ	… 4ページ
4	パートナーシップ宣誓に必要な書類	… 7ページ
5	パートナーシップ宣誓後について	… 8ページ
6	都市間連携について	… 9ページ
7	よくある質問	… 12ページ
8	参考資料（要綱・お困りのときの人権相談窓口）	… 16ページ

「やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」

京都市では、「京都市人権文化推進計画」に基づき、日々の暮らしの中で互いに違いを認め合い、多様性を尊重するまちづくりを、市民の皆様とともに進めています。

LGBT等の性的少数者の方々については、社会の関心が高まり、理解は深まりつつあるものの、周囲の不用意な言動に傷つき、不安を抱いている方も多く、また、行政手続や学校、企業等での生活においても困難に遭遇されることがあります。

多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、社会に参加し、自分らしく自由に生きられる「一人ひとりを包摂する社会」を目指し、京都市は、性的少数者の方々が安心して、暮らし、働き、学び、観光できる環境づくりに向けた取組として、「京都市パートナーシップ宣誓制度」を始めます。



基本理念

ひとがつながり みんなでつくる
やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都

京都市情報館から、内容をご覧ください。

Ⅰ パートナーシップ宣誓を考えている方へ

❖ 京都市パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを、市長に宣誓し、市長が受領証等を交付するものです。

京都市は、お二人の思いを尊重するとともに、お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと生活されることを応援する趣旨で、この制度を開始しました。

パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、京都市として、この制度の導入により、市民や事業者の皆様の間に、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感の取組が広まることにより、お二人が、生活の中で抱えておられる困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

この取組は、「誰一人取り残さない」を理念として持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国連の取組目標「SDGs」の達成にもつながります。

2 パートナースhip宣誓ができる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下の(1)から(5)の要件を全て満たしている必要があります。

(1) お二人が、どちらも成年に達していること

(2) 少なくとも、いずれか一方が、現に京都市民であること

(3) お二人が、どちらも現に婚姻していないこと

※ これを証明する書類が必要です（詳しくは、7ページを見てください）。

※ 海外で同性婚をしているお二人の場合も、宣誓できます。

(4) お二人が、どちらも現に別の方とパートナーシップを形成していないこと

※ 同様の制度を実施している他の自治体等で、別の方とパートナーシップ宣誓・登録等をしている方は宣誓できません。

(5) お二人が、民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと

（宣誓をしようとする者同士が、養子縁組をしている又はしていた場合を除く）

3 パートナースhip宣誓の手続きの流れ

(1) 宣誓する日を予約する（予約先：文化市民局共生社会推進室）

- 宣誓を希望する日から、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除いた7日前までに、予約してください。
- 電話、FAX 又はメールで予約してください。

予約連絡先	電 話	075-222-3096	平日の9時～17時 (12時～13時除く)
	F A X	075-366-0139	
	メール	kyotopartnership@city.kyoto.lg.jp	

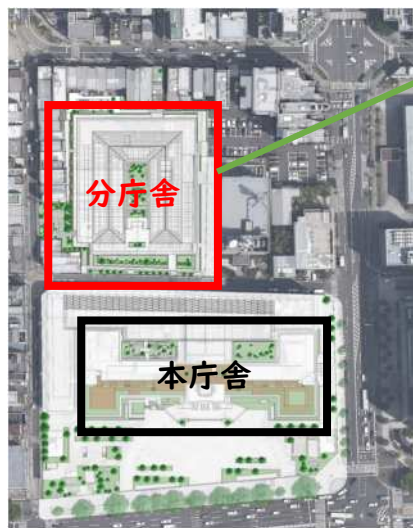
- 宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。
- ※ 宣誓できる時間：平日の9時～16時30分（12時～13時を除く）

(2) お二人で、宣誓する（場所：文化市民局共生社会推進室）

- 予約した日時に、必ず、お二人そろって、お越しください。
- ※ 来庁が困難な事情がありましたら、予約時にご相談ください。
- 宣誓に必要な書類（7ページ）を持って、お越しください。
- 宣誓には、職員が立ち会います。お二人で、「パートナーシップ宣誓書」に署名し、職員に提出してください。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、宣誓の対象となる要件を備えているかを確認します。
- ※ 職員が、提示していただいた書類により、本人であることを確認します。
- ※ 書類に不備や不足がある場合等は、改めて宣誓日を調整します。
- ※ 提出された書類や記載されている内容等の個人情報は、厳重に守ります。

❖ パートナーシップ宣誓を行う場所 文化市民局共生社会推進室

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
(プライバシーに配慮したスペースを用意しています。)



文化市民局共生社会推進室
(京都市役所分庁舎地下1階)

河
原
町
通

地下鉄東西線
京都市役所前駅下車

御池通

(3) 京都市が、パートナーシップ宣誓書受領証等をお二人に交付する。

- 宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード※」(以下「受領証等」という。)を交付します。

※ 宣誓書受領証カードは、複数のデザインから選べます。

- 書類の不備等がなければ、原則として即日交付します。ただし、パートナーシップ宣誓から受領証等の交付まで、1時間程度かかります。

<パートナーシップ宣誓書受領証 (A4 サイズ)>

(表面)

第 年 月 日 号

京都市

パートナーシップ宣誓書受領証

(氏名又は通称名) 様 (生年月日: 年 月 日) (生年月日: 年 月 日)

《宣誓日》

京都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、お二人からパートナーシップ〇〇を受領しました。

お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと生活されることを応援いたします。

京 都 市 長 ○ ○ ○ ○ 専用公印

(裏面)

この受領証の提示を受けられた方へ

京都市は、多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、社会に参加し、自分らしく自由に生きられる「一人ひとりを包摂する社会」を目指し、性的少数者の方々が、安心して、暮らし、働き、学び、観光できる環境づくりに取り組んでいます。

「京都市パートナーシップ宣誓制度」は、婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、京都市として、お二人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様の中に、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解と共感が広がり、お二人が、生活の中で抱えておられる困りごとや生きづらさが解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

【特記事項】

【緊急連絡先】(自由記載)

<パートナーシップ宣誓書受領証カード（運転免許証サイズ）>

【デザイン1（表面）】

 **パートナーシップ宣誓書受領証カード**
京都市が定めた要綱に基づき、お二人からパートナーシップ
〇〇を受領しました。

様	様
年 月 日生	年 月 日生
年 月 日	年 月 日
京 都 市 長	京 都 市 長
第 号	〇 〇 〇 〇

専用
公印

【デザイン2（表面）】

 **パートナーシップ宣誓書受領証カード**
京都市が定めた要綱に基づき、お二人からパートナーシップ
〇〇を受領しました。

年 月 日生	年 月 日生
年 月 日	年 月 日
京 都 市 長	京 都 市 長
第 号	〇 〇 〇 〇

専用
公印

【デザイン3（表面）】

 **パートナーシップ宣誓書受領証カード**
京都市が定めた要綱に基づき、お二人からパートナーシップ
〇〇を受領しました。

様	様
年 月 日生	年 月 日生
年 月 日	年 月 日
京 都 市 長	京 都 市 長
第 号	〇 〇 〇 〇

専用
公印

【裏面（共通）】

この受領証カードの提示を受けられた方へ

この制度は、京都市として、お二人が人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓されたことを証することにより、市民や事業者の皆様理解と共感が広がり、お二人が抱える困難が解消され、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。
婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、制度の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

【緊急連絡先】（自由記載）

4 パートナースhip宣誓に必要な書類

宣誓には、要件確認とご本人確認のため、以下の書類が必要です。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3箇月以内に発行されたものを、お一人1通ずつ持って、お越してください。
- 宣誓をするお二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
- 住民票の写しについては、本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）は省略したものを持って、お越してください。住民票コードやマイナンバーが記載された住民票の写し等は、関係法令上、受け取れません。

(2) 現に婚姻していないことを証明する書類（独身証明書等）

- 3箇月以内に発行された独身証明書等を、お一人1通ずつ持って、お越してください。（本籍地の市町村で取得できます。）
- 外国籍の方は、本国が発給している「配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）」を、日本語訳を添付して提出してください。

(3) 本人を確認できる書類

- 「氏名」、「住所又は生年月日」を確認できる以下の書類が必要です。
- 顔写真が添付されている書類（①）を、1点提示してください。
 - ①の書類がない場合は、②の書類を、2点提示してください。
- ① 官公署が発行した、本人の顔写真が添付された書類 = 1点
例：マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード など
- ② 健康保険証、年金手帳、年金証書などの本人を確認できる書類 = 2点

※ パートナーシップ宣誓書は、文化市民局共生社会推進室が用意します。

※ (1)、(2)は、宣誓書に添えて、提出いただきます。

5 パートナースhip宣誓後について

受領証等の再交付・返還の場合も、来庁される日を、事前に電話、FAX 又はメールで予約してください。

いずれの場合も、本人を確認できる書類を持って、お越しください。

(1) 宣誓書受領証等の再交付

紛失や毀損、氏名変更などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合、宣誓日から10年以内であれば、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）に基づき、再交付します。

※ 紛失以外の理由の場合、交付済みの受領証等は、返還してください。

※ 氏名が変更されたことが確認できる書類を添付してください。

※ 住所変更は再交付の対象になりません。

(2) 宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓されたお二人又はお一人が、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）を提出するとともに、宣誓書受領証等を返還してください。

① パートナースhipが解消されたとき

② お二人が京都市外に転出されたとき

（京都市が参画する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（令和6年4月1日設立）」を構成する自治体（以下「連携自治体」という。）に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除きます。※ 詳しくは、9ページを参照）

③ そのほか宣誓の要件に該当しなくなったとき

6 都市間連携について

連携自治体との間で転出入する場合、申告により、手続きが一部省略できる場合があります。

なお、最新の連携自治体については、ホームページでご確認ください。

(1) 京都市から転出する場合

京都市から連携自治体へ転出し、当該自治体の長にパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合、京都市へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

申告の手続きは、各自治体のホームページなどをご確認ください。

(2) 京都市に転入する場合

- 連携自治体から京都市に転入し、京都市長にパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、改めて京都市の宣誓書受領証等を発行します。
- 申告の手続きは、来庁又は郵送にて受け付けております。

<来庁による申告の流れ>

① 申告する日を予約する（予約先：文化市民局共生社会推進室）

- 申告を希望する日から、土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除いた7日前までに、予約してください。
- 電話、FAX 又はメールで予約してください。（※ 連絡先は「3 パートナーシップ宣誓の手続きの流れ」を参照）
- 来庁による申告日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。 ※ 申告できる時間：平日の9時～16時30分（12時～13時を除く）

② 文化市民局共生社会推進室にて、申告書などを提出する。

- 予約した日時に、申告に必要な書類（10ページ）を持って、お越しください。
- ※ お一人でも手続きは可能ですが、申告に必要な書類は、お二人分お持ちください。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象と

なる要件を備えているかを確認します。

③ 京都市が、受領証等を交付します。

- ※ 書類に不備や不足がある場合等は、改めて申告日を調整します。
- ※ 書類の不備等がなければ、原則として即日交付します。ただし、申告から受領証等の交付まで、1時間程度かかります。
- ※ 来庁による申告を行う場所は、5 ページを参照

<郵送による申告>

- 事前に電話又はメールにて、共生社会推進室にご連絡のうえ、申告に必要な書類を郵送してください。
 - ※ 連絡先は「3 パートナースhip宣誓の手続きの流れ」を参照
 - ※ ご連絡いただきました際に、必要書類等の調整、確認をさせていただきます。
- 職員が、提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認し、京都市の受領証等を返送いたします。
 - ※ 書類に不備や不足がある場合等は、こちらから連絡いたします。

❖ 郵送先住所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
文化市民局共生社会推進室(京都市パートナーシップ宣誓制度担当) 宛

【申告に必要な書類】

申告には、以下の書類が必要です。

(1) パートナースhip宣誓継続申告書(様式第1号の2)

- ※ 来庁により申告する場合は、文化市民局共生社会推進室が用意します。

(2) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類(受領証、受領証カード等)

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 3箇月以内に発行されたもの(お一人1通ずつ)

- 宣誓をするお二人が同一世帯になっている場合は、お二人分の情報が記載されたもの1通で構いません。
- 住民票の写しについては、本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）は省略したものを持って、お越してください。住民票コードやマイナンバーが記載された住民票の写し等は、関係法令上、受け取れません。

(4) 本人を確認できる書類

- 「氏名」、「住所又は生年月日」を確認できる以下の書類が必要です。
- 来庁による申告の場合は、顔写真が添付されている書類（①）を、1点提示してください。
- ①の書類がない場合は、②の書類を、2点提示してください。
- ① 官公署が発行した、本人の顔写真が添付された書類 = 1点
例：マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード など
- ② 健康保険証、年金手帳、年金証書などの本人を確認できる書類 = 2点
- ※ 郵送の場合は、写しを申告書等に添付して、送ってください（ただし、マイナンバーカードの場合は、表面のみのコピーを添付してください）。

(5) 返信用封筒（郵送の場合のみ）

- 申告者の郵便番号、住所、氏名を明記し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
- お二人の住所が異なる場合は、返信用封筒2通を同封のうえ、郵送してください。

【申告に係る注意事項】

京都市から転入前の地方公共団体に対し、「申告に基づき受領証等を交付した事実と申告に係る事項（氏名、通称名、生年月日）」を通知することに同意いただけない場合は、申告書の受付ができかねますので、ご了承ください。

7 よくある質問

Q1 京都市パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、京都市が行うパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき実施するものであり、上記のような法律上の効果は発生しません。

この制度は、双方又はいずれか一方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、日常の生活において、相互に協力し合うことの宣誓を受けて、受領証等を交付し、自分らしく、いきいきと生活されることを応援するものです。

Q2 同性婚制度とは違うのですか？

海外における同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障、税制などにおける保護を与えるものです。京都市が行うパートナーシップ宣誓制度は、このような同性婚制度とは異なるものです。

Q3 受領証等は、どのような場面で活用できますか？

京都市が、お二人の宣誓に受領証等を交付することで、お二人の気持ちに寄り添い、お二人が自分らしく、いきいきと生活されることを応援することを、広く知っていただき、制度とその趣旨への理解が深まり、性的少数者の方々の困難の解消につながることを大切に考えています。

これまでから、市立病院における病状説明や手術同意、里親の認定等に関して、単に性的指向等を理由に制限することなく、柔軟に対応していますが、受領証等は、生活の様々な場面で、お二人の関係を説明される際に活用いただけます。また、市営住宅や特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅の入居申込み、京都市犯罪被害者等生活資金の給付の申請の時には、お二人が宣誓したパートナーであることを示すためにお使いいただけます。

なお、本市職員については、結婚休暇等の取得、結婚祝い金の支給の申請の時に活用できます。

今後も、市が率先して取組を進め、民間事業者等への性の多様性の理解と共感を広げ、性的少数者の方の社会参加の促進につながるよう、取り組んでまいります。

【LGBT 等の性的少数者の人権尊重に関する本市の取組】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000271168.html>

Q4 宣誓は、同性カップルしかできませんか？

宣誓の対象は、戸籍上の同性カップルに限定していません。例えば、双方又は一方がトランスジェンダーである戸籍上の異性カップル※や、バイセクシュアルの戸籍上の異性カップルなども、宣誓の要件を満たしていれば、宣誓することができます。詳しくは、お問い合わせください。

※ 【例1】性的指向が女性（同性愛）のシスジェンダーの女性（生まれた時に割り当てられた性が女性で、性自認が女性）と、性的指向が女性（同性愛）のトランスジェンダーの女性（生まれた時に割り当てられた性が男性で、性自認が女性）

※ 【例2】性的指向が女性（異性愛）のトランスジェンダーの男性（生まれた時に割り当てられた性が女性で、性自認が男性）と、性的指向が男性（異性愛）のトランスジェンダーの女性（生まれた時に割り当てられた性が男性で、性自認が女性）

Q5 海外で同性婚をしましたが、宣誓できますか？また、そのときの「婚姻証明書」は、「現に婚姻していないことを証明する書類」として使えますか？

海外で同性婚しているお二人の場合も、宣誓できます。「現に婚姻していないことを証明する書類」は、3箇月以内に発行されたものに限ることや、海外の証明書である場合は、日本語訳の添付などが必要となりますので、事前にご相談ください。

Q6 宣誓できない「近親者」とは具体的にはどの範囲ですか？

- 直系血族又は三親等内の傍系血族の間（民法第734条）
祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等
- 直系姻族の間（民法第735条）
子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等
- 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系卑属との間（民法第736条）（ただし、養子縁組をしている又はしていた場合を除きます。）

Q7 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において、互いに責任をもって協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q8 京都市民でないと宣誓できませんか？

宣誓時から、少なくともどちらか一方が、京都市民である必要があります。宣誓後についても、同じです。

Q9 通称名は使用できますか？

性別違和等で特に理由がある場合には、通称名を使用することができます。

ただし、受領証等が、手続き上の書類として使用されることを考慮し、通称名を使用する場合は、それぞれの裏面に、戸籍上の氏名を記載します。

通称名の使用を希望する場合、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類を持って、お越しく下さい（確認後に返却します。）。

※ 社員証や学生証、法人が発行した証明書など

Q10 代理や郵送で宣誓できますか？

代理や郵送による宣誓はできません。職員の立会いの下、本人確認のうえ、宣誓する必要があります。ただし、病気等の事情のため、お二人で窓口にお越しになることが難しい場合は、ご相談ください。

なお、連携自治体から京都市に転入し、京都市からパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を希望する場合は、郵送による手続きが可能です。（※ 詳しくは、「6 都市間連携について」（9 ページ）を参照）

Q11 自署できない場合は、代筆してもらうことはできますか？

その場合は、代筆は可能です。個別の事情に応じて、職員が代筆するなど柔軟に対応します。

Q12 宣誓に費用はかかりますか？

パートナーシップ宣誓書受領証等の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な書類の発行手数料は、自己負担となります。

Q13 宣誓時の住所から転居する場合、何らかの手続きが必要ですか？

転居により、「双方が、京都市民でなくなる」場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等を、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届の提出とともに、返還してください。（※ 返還の手続きに関しては、8ページを参照）

なお、宣誓者等が連携自治体に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合は、返還の手続きは不要です。（返還されたものとみなします。）

Q14 受領証等の有効期限はありますか？

受領証等は、返還が必要にならない限り、有効です。

Q15 京都市と都市間連携をしている自治体から京都市へ転居する予定ですが、転居前でも申告はできますか？

転居前ではできません。申告は、転入したことが分かる現住所を確認する書類をご提出いただく必要があるためです。

ただし、転居前でも、申告を行う日の予約は可能です（予約日までに転入手続をお済ませください）。

Q16 なぜ、郵送による申告の場合も、事前に連絡が必要なのですか？

書類の不備等が生じないように、事前に必要書類等の調整、確認をさせていただくことで、手続きをスムーズに行えると考えています。

8 参考資料

❖ 京都市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（本文のみ）

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市人権文化推進計画の理念に基づき、多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、社会に参加し、自分らしく自由に生きられる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）性的少数者

性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者をいう。

（2）パートナーシップ

双方又はいずれか一方が性的少数者である二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。

（3）宣誓

パートナーシップを形成している者同士が、市長に対し、双方が互いを人生のパートナーであることを誓うことをいう。

（4）申告

本市の区域内への転入前に、本市が参画するパートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（令和6年4月1日設立）を構成する自治体（以下「連携自治体」という。）において、第7条第1項に規定する受領証等に類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けた二人が、当該事実及びパートナーシップにあることを市長に対して申し出ることをいう。申告により、改めて宣誓をすることなく、第7条第1項に規定する受領証等の交付を受けることができる。

（宣誓又は申告の要件）

第3条 宣誓又は申告をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）双方が、ともに民法に規定する成年に達していること

（2）双方又は一方が、現に本市の区域内に住所を有していること

（3）双方が、ともに現に、婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとし、又は連携自治体において宣誓した相手方以外に事実婚の関係にある者又はパートナーシップを形成している者がいないこと

（4）宣誓をしようとし、又は連携自治体において宣誓した者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係（宣誓をしようとし、又は連携自治体において宣誓した者同士が養子縁組をしている若しくはしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、揃って市職員の立会いの下で、パートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

ただし、宣誓をしようとする者の双方又は一方が自ら宣誓書に記入できないと市

長が認めるときは、市職員及び双方の立会いの下で、これを代筆させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3箇月以内に発行されたものに限る。)

(2) 独身証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類(宣誓日以前3箇月以内に発行されたものに限る。)

2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、宣誓をしようとする本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、来庁又は郵送により、パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第1号の2)(以下「申告書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

ただし、申告をしようとする者の双方又は一方が自ら申告書に記入できないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

(1) 転入前に交付を受けた受領証等類似書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(申告書の提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。)

(3) 郵送の場合は、切手貼付の返信用封筒

2 前項の申告を来庁により行う場合は、あらかじめ申告日を予約するものとする。

3 市長は、第1項の規定により申告書を提出した者が本人であることを確認するため、来庁による申告にあっては次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求め、郵送による申告にあっては同書類の写し(マイナンバーカードにあっては、表面のみ)の提出を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード(個人番号カード)

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であって、申告をしようとする本人の顔写真が添付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓又は申告をしようとする者は、性別違和その他市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書又は申告書(以下「宣誓書等」という。)において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時又は申告時に提示するものとする。ただし、郵送による申告にあっては同書類の写しを提出するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条又は第5条の規定により宣誓又は申告がなされた場合において、当該宣誓又は申告をした者が第3条に規定する要件を満たしていると認める場

合は、当該宣誓又は申告をした者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領証カード（様式第3号）（以下「受領証等」という。）を、宣誓書等の写しを添えて交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、申告をした者に受領証等を交付したときは、当該受領証等を交付した事実とともに、申告に係る事項を転入前の住所の属する連携自治体に通知する。

（受領証等の再交付）

第8条 前条第1項の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者等」という。）は、当該受領証等の紛失、毀損等の事情により受領証等の再交付を希望するときは、第11条の規定に基づき宣誓書等が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）により申請することができる。

- 2 前項に規定する申請があったときは、市長は受領証等を再交付することができる。
（受領証等の返還等）

第9条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓者等の双方又は一方がパートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。

（1）パートナーシップが解消されたとき

（2）双方が本市の区域内に住所を有しなくなったとき（宣誓者等が連携自治体に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。）

（3）その他宣誓又は申告の要件に該当しなくなったとき

- 2 前項各号のいずれかに該当する宣誓又は申告は、当然に無効とする。

- 3 市長は、宣誓者等が連携自治体へ転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出た場合は、受領証等が返還されたものとみなす。

（周知啓発）

第10条 市長は、京都市パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

（宣誓書等の保存）

第11条 市長は、宣誓書等を提出された日から10年間保存するものとする。

❖ お困りのときの人権相談窓口について

窓口名称	相談先	電話番号	対応日時
法務局・人権擁護委員による常設人権相談	京都地方法務局	みんなの人権110番 0570-003-110 (ナビダイヤル) 又は 075-231-2001 (IP電話等が利用できない場合)	月～金曜日 8時30分～ 17時15分 (祝日・12月 29日～1月 3日を除く)
人権擁護委員による特設人権相談	共生社会推進室	075-222-3096 (予約・問合せ)	偶数月の 第4水曜日 18時～20時 (要予約)
	全区役所・支所	075-222-3096 (予約・問合せ)	第3木曜日 又は第4木曜日 14時～16時 いずれかの区役 所・支所で実施
	京都府府民総合案内・相談センター	075-414-4235 (予約電話番号)	原則第2木曜日 13時～16時 (要予約)
よりそい ホットライン	(電話相談) 一般社団法人 社会的包摂 サポートセンター	0120-279-338	24時間365日 性的少数者の専 門回線あり。音 声ガイダンスに 従って相談内容 を選択

人権問題法律 相談 ～京都府人権 リーガルレス キュー隊～	(電話相談) 京都弁護士会	075-741-6321 (電話相談)	原則 第1・第3火曜日 14時～16時
	(面接相談) 京都府庁	075-414-4271 (予約電話番号)	原則 第2火曜日 13時30分～ 16時30分 (要予約)
	(夜間面接相談) 京都弁護士会京都駅 前法律相談センター	075-741-6322 (予約電話番号)	原則 第3水曜日 18時～ 20時30分 (要予約)

京都市文化市民局共生社会推進室

令和2年8月 発行

令和3年4月 改訂

7月 改訂

11月 改訂

令和6年4月 改訂